

堺市監査委員公表第36号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月9日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査（工事監査）	
監査実施期間	令和4年4月1日～令和4年6月30日	
措置を講じた部局等	上下水道局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 引野町ほか配水管布設工事 2 豊田ほか配水管布設工事</p> <p>本工事及び「2 豊田ほか配水管布設工事」は、車道部の路盤が堅固である理由から、掘削幅両端と中央部の3か所を深さ50cm（舗装厚15cm、路盤厚35cm）のカッターで切断する工法を採用している。</p> <p>しかし、50cmのカッター切断、堅固な路盤の掘削及び積込みを行った事実を裏付ける写真が不足していることから、設計図書に示されている工法の施工確認ができなかった。</p> <p>工事監理を適切に行い、受注者の指導、監督を徹底し、工事内容が検収できる工事書類を確実に作成されたい。</p> <p>また、50cmのカッター切断は、市に積算単価がないため、見積価格によって単価を決定している。</p> <p>しかし、40cmのカッター切断の市単価と、見積価格を比較すると価格差が約1.9倍（約2100万円相当）になっている。</p> <p>50cmのカッター切断の単価について適正であるか検証されたい。</p>	<p>当該2件の工事は、50cmカッター切断及び堅固な路盤の施工状況や検尺の工事写真が不足しており、その原因は、発注者と受注者の双方が、工事完成後不可視となる出来形の写真管理を怠ったことに有りました。</p> <p>このことから工事監理の改善として、今後の発注分については水道工事施工管理基準の写真管理の強化と併せて立会項目や段階確認項目を明確に特記仕様書などの契約図書に示し、履行確認を徹底します。</p> <p>なお、現在施工中の工事に対しても、上記内容を踏まえ適切な工事監理を行うよう指示をしました。</p> <p>受注者に対しては、工事内容が検収できる工事書類の作成を確実にを行うよう同管理基準の遵守の指導を強化します。</p> <p>設計図書と現場の照査においては、本掘時に市職員が立会いのもと確認を行い、施工条件が実際と一致しない場合は、堺市上下水道局建設工事等設計変更事務取扱要領を遵守し設計変更を行います。</p> <p>下水道工事においてもこれらの内容を踏襲し、上下水道局で統一した取組みを行ってまいります。</p>	<p>水道部 水道サービスセンター  水道建設管理課</p>

	<p>50 cmのカッター切断工の単価については、今回、改めて8社から設計時の条件で見積り単価を徴収し検証しました。</p> <p>40 cmのアスファルト舗装版切断の市単価（R4年7月）と50 cm（アスファルト15 cm＋鉋さい路盤35 cm）の見積り単価を比較した結果、各社とも約2倍以上の価格差でした。</p> <p>見積り単価は、現場条件により路盤の固さや深さに応じて労務費やカッターの損料が変動しますが、50 cmカッター切断単価の価格比較の検証においては、結果的に妥当であったと考えます。</p> <p>当該2件の工事を踏まえ、前述の工事監理の強化を取組むとともに、舗装カッター切断工では、路盤固さ、切断深さ及び中央部切断の必要性等を勘案し、より現場条件に見合った設計を行ってまいります。</p>	
--	---	--